

高橋徹 2020年2月議会一般質問

■インデックス

[一問一答]

- 1 公立学校の臨時休業について
 - (1) 要請の受け止め
 - (2) 学校現場の状況等
 - (3) 放課後児童クラブへの支援等
 - (4) 休暇取得への配慮要請等
 - (5) 支援制度の周知等
 - (6) 医療機関の機能低下
 - (7) 相談窓口の設置
 - (8) 子供たちへのメッセージ
 - 2 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (1) 情報公開の基準
 - (2) 検査体制
 - ア、検査能力の水準
 - イ、認識等
 - 3 おかやまアダプト推進事業について
 - 4 性的マイノリティーへの配慮等について
 - (1) 啓発等
 - (2) 第5次人権政策推進指針（仮称）
 - (3) 教員への研修等
-

1 公立学校の臨時休業について

(1) 要請の受け止め

・質問要約

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、3月2日から県立学校が臨時休業に入ったが、政府の唐突な要請に応え、見切り発車で休業に踏み切る形となり、現場には様々な課題が山積している。今回の政府の要請に対する受け止めについて伺いたい。

・答弁

民主・県民クラブの高橋議員の質問にお答えいたします。公立学校の臨時休業についてのご質問であります。

まず、要請の受け止めについてであります。今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえると、子どもの居場所の確保等、様々な課題があるものの、一斉休業に取り組むことにより、子どもたちの健康と安全を守るととも

に、感染の拡大を防止する上で、効果が期待できるものと考えております。

(2) 学校現場の状況等

・質問要約

休業に入り、今日が3日目になるが、現在の学校現場の状況と、解決しなければならない課題の主なものについて、教育長に伺いたい。

・答弁

まず、学校現場の状況等についてであります。現在、各学校では、学年末の成績処理などを行ったり、今後の登校日において課題等を配付する学校では、その準備を行っているところでもあります。また、放課後児童クラブ等の受け入れ体制が整っていない場合には、学校で子どもたちを預かっているところもあると承知しております。

臨時休業中においては、子どもたちの居場所の確保のほか、適切な学習習慣や生活習慣の確立、健康管理の徹底、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など様々な課題がありますが、市町村教委や関係機関等と連携しながら、子どもたちが健康・安全に過ごせるよう努めてまいります。

(3) 放課後児童クラブへの支援等

・質問要約

放課後児童クラブは、市町村の所管だが、小学生の居場所として重要な役割を果たす。運営面での課題を解決するため、県も支援を行うべきだが、検討していることはあるか。また、利用者の自宅で子どもの面倒を見るシッターの活用も選択肢の一つだ。安価で手軽にシッターが使える仕組みや工夫は検討できないか、併せて保健福祉部長に伺いたい。

・答弁

お答えいたします。

放課後児童クラブへの支援等についてであります。今回の臨時休業に伴う課題に対応するため、居場所の確保等について、県教委と連携を図るとともに、時間延長やクラスの追加、スタッフの確保等について、市町村を支援してまいります。

また、シッターの活用については、比較的安価に利用できる会員相互の助け合いの仕組みである、ファミリーサポート選対事業に取り組む市町村を支援するとともに、国において企業主溝型ベビーシッター事業が拡充されたことから、その周知に努めてまいりたいと存じます。

(4) 休暇取得への配慮要請等

・質問要約

保護者が子どもの面倒を見るため休暇取得を申請した場合、格段の配慮を県内企業に要請してほしい。また、啓発活動を強化し、休暇が取得しやすい機運を醸成してほしいがか、併せて産業労働部長に伺いたい。

・答弁

お答えいたします。

まず、休暇取得への配慮要請等についてであります。県では、感染症の拡大を受け、中小企業への影響や支援策の情報を共有するため、国や産業支援機関等を構成員とする会議を立ち上げ、緊密に連携し対応しているところであり、休暇取得の配慮についても、こうした場などを通じて働きかけてまいりたいと存じます。

また、啓発については、これまでも、働き方改革に積極的に取り組む企業を紹介した事例集などにより周知してきたところではありますが、この度の感染症への対応を契機に、休暇取得の在り方について、職場内であらためて検討するよう働きかけるなど、休暇が取得しやすい機運の醸成を図ってまいりたいと存じます。

(5) 支援制度の周知等

・質問要約

総理大臣は記者会見で、休職する保護者の所得減少に対応する助成金制度を創設し、正規、非正規を問わず「しつかり手当とする」と述べた。県は企業へ国の制度を周知するとともに、休業補償や収入減を補填する仕組みの整備を働きかけてほしい。また、独自の支援制度も検討しては いかがか、併せて産業労働部長に伺いたい。

・答弁

次に、支援制度の周知等についてであります。「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援に関する助成金」の概要が、一昨日明らかになったところであり、今後、制度を活用するために必要となる企業の対応なども含め、県内企業に確実に情報が届くよう、国や産業支援機関等と連携して周知してまいりたいと存じます。

なお、独自の支援制度については、国において幅広く支援策が検討されており、その内容を注視しているところであります。以上でございます。

(6) 医療機関の機能低下

・質問要約

北海道帯広市では、休校で看護師らが出勤できず、外来診療を一部制限する病院が出た。休校の影響で医療機関の機能低下が懸念されるが、県内の状況をどう捉えているのか。また、このような懸案にどう対応するのか、併せて保健福祉部長に伺いたい。

・答弁

次に、医療機関の機能低下についてであります。現時点で、直ちに医療機能が低下するとの情報はありませんが、一部の医療機関では、子どもの居場所を独自に設けて対応していると聞いております。

今後、子どもの居場所の確保が進むよう、放課後児童クラブの時間延長やスタッフの確保等について、市町村を支援することとしており、こうした取組について、医療機関等と情

報共有してまいりたいと存じます。
以上でございます。

(7) 相談窓口の設置

・質問要約

学校休業に伴い、県民から様々な相談ニーズが出てきており、あらゆる分野の相談に対応できる相談窓口を設置すべきと考える。その際、相談体制を工夫して、最短で目的の部署に繋がり、相談者がストレスを感じることなく、気軽に相談できる体制整備が必要と考えるが、所見を伺いたい。

・答弁

次に、相談窓口の設置についてであります。県では、新型コロナウイルス感染症に関する専用の相談窓口を設け、この窓口で相談を受け付けた上で、相談内容に適切に対応できる部署で具体的な相談対応を行っております。

この相談窓口の一層の周知を図り、県民からの相談にしっかり対応してまいりたいと存じます。

(8) 子供たちへのメッセージ

・質問要約

今回の休業に関し、子どもたちの残念な気持ちに思いをはせ、その不安を取り除くためにメッセージをお願いしたい。また、メディアやホームページ等を使い、子どもたちに届く形で発信してほしいが、いかがか。

・答弁

次に、子どもたちへのメッセージについてであります。この度の臨時休業は、子どもたちの健康・安全を第一に考えた対応であり、感染の広がりが早く収まり、みんなが揃って学校に通えることを待ち望んでいるところであります。

メッセージの発信をというお話であります。様々な機会を活用して、こうした私の気持ちが子どもたちに伝わるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

2 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 情報公開の基準

・質問要約

感染者の情報提供について、都道府県によって公表内容に差が出ている。全国知事会は、国に統一的な対応方針づくりを求め、先般、国から情報公開に係る基本方針が示された。感染症法は、感染者情報について積極的に公開するとともに個人情報への配慮を求めているが、今後、感染者が出た場合の情報公開の基準について、所見を伺いたい。

・ 答弁

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応についてのご質問であります。

情報公開の基準についてであります。国から示された基本方針では、個人・情報の保護に留意しつつ、感染防止のために必要とされる情報は、原則公表することとされております。

県では、この方針を踏まえ、感染源との接触歴や症状の有無、行動歴、移動手段など、対策を講じる上で必要な情報は、積極的に公表してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(2) 検査体制

ア、検査能力の水準

・ 質問要約

ひとたび県内で感染者のクラスターが発生すると、検査対象が激増する可能性もある。現在の検査能力の水準をどう捉えているか。また、リスク管理の観点から、民間検査会社の活用も検討するなど、検査能力を引き上げる必要があるが、併せて保健福祉部長に伺いたい。

・ 答弁

お答えいたします。

まず、検査体制のうち検査能力の水準についてであります。今後、医療機関からの検査依頼が激増した場合、対応しきれないことが懸念されます。

このため、検査体制の強化を図るとともに、中国地方各県との連携や、民間検査会社の活用なども検討してまいりたいと存じます。

イ、認識等

・ 質問要約

検査のオペレーションに関わる要員やロジスティクスなど、検査能力をフルに発揮できる体制は整っているか。現時点での認識と課題について、保健福祉部長に伺いたい。

・ 答弁

次に、認識等についてであります。現在、環境保健センターにPCR検査に携わる技術職員を1名増員するとともに、保健所職員による検体搬送も円滑に行われており、検査機器の能力を最大限に活用できていると認識しております。

今後、検査件数の増加に備えた検査体制の強化が必要であり、専門的な知識や熟練した技術を持つ応援職員の確保を図るとともに、検査機器の増設も予定しているところであります。

以上でございます。

3 おかやまアダプト推進事業について

・質問要約

アダプト事業は、個人や少人数で気軽にボランティアをするにはハードルが高い。スマホで登録、活動事業費は不要、保険未加入や場所が不特定でも登録可能、報告もネット上で投稿できるなど、プラットフォームを用意し、個人参加型アダプトの活動の場を整備すれば手軽に参加できる。提案への所見も含め、アダプト制度の見直しや、WEBサイトでボランティアの輪が広がる仕組みづくりについて、所見を伺いたい。

・答弁

お答えいたします。

おかやまアダプト推進事業についてのご質問であります。ご提案や、ボランティアの輪が広がる仕組みについては、今の時代に合っており、不特定の方に気軽に活動に参加していただく上で効果がありますが、現在の事業が町内会など地域住民の愛着心を深めることを目的としているため、なじみにくいと考えております。

このため、直ちに導入することは難しいと考えておりますが、アダプト団体の構成員の不足や高齢化などの課題解決に有効な面もあり、ご提案の内容も参考にしながら、引き続き、アダプト事業が持続可能なものとなるよう検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

4 性的マイノリティーへの配慮等について

(1) 啓発等

・質問要約

岡山市は総社市に続き、性的マイノリティのカップルに証明書を発行するパートナーシップ宣誓制度を7月に導入する。第4次県人権政策推進指針、では性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、啓発・教育に取り組むとしているが、どう行っているのか。また、両市のパートナーシップ制度をどう評価しているのか、併せて県民生活部長に伺いたい。

・答弁

お答えいたします。

性的マイノリティへの配慮等についてのご質問であります。

まず、啓発等についてであります。県ではLGBTなどの性的マイノリティについてわかりやすく説明したチラシを作成し、各種イベントなどで配布するとともに、相談機関の相談員や県職員を対象とした研修をはじめ、一般の方を対象とした講座に、LGBT当事者による講演を取り入れるなど、理解を深めるための啓発・教育に取り組んでいるところであります。

お話のパートナーシップ制度については、多様な生き方が認められ、性的マイノリティの方が自分らしく生きることができる社会の実現につながる取組であると考えております。

(2) 第5次人権政策推進指針（仮称）

・質問要約

県は、人権問題に関する県民意識調査の実施など第5次指針に向けた取組を始めており、次年度には策定が本格化する。第5次指針では性的マイノリティに関する諸課題をどう位置付け、対応するのか、県民生活部長に伺いたい。

・答弁

次に、第5次人権政策推進指針（仮称）についてであります。昨年8月に実施した人権問題に関する県民意識調査では、体と心の性別に違和感がある人など多様な性の問題についても調査を行ったところであります。

この調査結果やパブリックコメントなどから課題を整理するとともに、人権政策審議会の議論なども踏まえ、性的マイノリティの方の人権にも配慮しつつ、次期指針の策定に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

(3) 教員への研修等

・質問要約

LGBTに関する全教員を対象にした研修を行っているか。また、県立学校における多機能・多目的トイレの設置、学校図書館へのLGBT関連書籍の配本、制服選択制の実施、男女混合名簿の採用状況はどのようになっているのか。これら諸課題をさらに前に進め、学校現場の環境整備を図ってほしいが、併せて教育長の所見を伺いたい。

・答弁

教員への研修等についてであります。県教委では、全校の人権教育担当者を集めた研修会において、性的マイノリティについて取り上げ、その内容を各校の校内研修等で共有しております。

多機能・多目的トイレについては、県立学校69校のうち、57校で設置しており、各校の状況を勘案し、順次整備を図っているところであります。

学校図書館の書籍については、県教委から直接配本することはしていませんが、学校が必要に応じて購入できるよう支援しているところです。

また、制服選択制を実施している学校は69校中28校、男女混合名簿の採用は27校であります。これらは各学校が実情に応じ判断するものであり、県教委としても必要に応じて指導助言してまいりたいと存じます。

以上でございます。